

香川県条例第24号

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例(昭和36年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(給料)</p> <p>第3条 略</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td style="text-align: right;"><u>131万円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: right;"><u>100万円</u></td> </tr> <tr> <td>病院事業の管理者</td> <td style="text-align: right;"><u>94万円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;"><u>82万円</u></td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;"><u>63万円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	給 料 月 額	知事	<u>131万円</u>	副知事	<u>100万円</u>	病院事業の管理者	<u>94万円</u>	教育長	<u>82万円</u>	常勤の監査委員	<u>63万円</u>	<p>(給料)</p> <p>第3条 知事等の受ける給料月額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td style="text-align: right;"><u>1,285,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: right;"><u>98万円</u></td> </tr> <tr> <td>病院事業の管理者</td> <td style="text-align: right;"><u>92万円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;"><u>81万円</u></td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;"><u>623,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	給 料 月 額	知事	<u>1,285,000円</u>	副知事	<u>98万円</u>	病院事業の管理者	<u>92万円</u>	教育長	<u>81万円</u>	常勤の監査委員	<u>623,000円</u>
区 分	給 料 月 額																								
知事	<u>131万円</u>																								
副知事	<u>100万円</u>																								
病院事業の管理者	<u>94万円</u>																								
教育長	<u>82万円</u>																								
常勤の監査委員	<u>63万円</u>																								
区 分	給 料 月 額																								
知事	<u>1,285,000円</u>																								
副知事	<u>98万円</u>																								
病院事業の管理者	<u>92万円</u>																								
教育長	<u>81万円</u>																								
常勤の監査委員	<u>623,000円</u>																								

(香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正)

第2条 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(昭和59年香川県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 議長 月額 <u>96万円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>86万円</u></p> <p>(3) 議員 月額 <u>81万円</u></p> <p>ただし、委員長である議員については、月額1万円を加えた額</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>94万円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>85万円</u></p> <p>(3) 議員 月額 <u>80万円</u></p> <p>ただし、委員長である議員については、月額1万円を加えた額</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び第4条の規定にかかわらず、<u>87万円</u>を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。</p>	<p>第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び第4条の規定にかかわらず、<u>86万円</u>を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。